

# 平成29年度 岐阜県職員 民間企業等職務経験者

## 【採用選考案内】

民間企業等で活躍された経験を持ち、その経験で培った豊かな感性や柔軟な発想力を、岐阜県政のために活かすことができる方を募集します。

申込受付期間9月28日(木)～10月18日(水) (土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分

◇郵送の場合は、10月18日(水)までの消印有効です。

### 1. 採用予定人員・採用予定職位・職務内容等

採用予定人員	採用時の予定職位	業務内容等	求める能力分野
(福祉以外)各若干名(福祉)5名程度	主任(行政職)	知事部局、教育委員会等の本庁又は現地機関において、それぞれの専門知識、経験を活かし、行政事務に従事します。	○ 情報分野 (IT部門に6年以上従事し、1,000人以上が利用する大規模情報ネットワークシステムの企画、設計、構築、運用業務等の経験を有する者)
			○ 福祉分野 (福祉に関する相談援助業務の経験を有する者)
			○ 心理分野 (心理に関する相談援助業務の経験を有する者)
			○ 国際分野 (海外における豊富な職務経験を有する者)
若干名	主任(行政職)	本庁又は現地機関(農林事務所等)にて、専門知識を活かし、森林管理、治山、林道整備事業等に従事します。	○ 森林科学分野 (森林調査、森林経営計画の作成・実行管理、治山・林道施設又は土木施設(道路、河川、砂防施設等)の調査、設計、施工管理等の経験を有する者)
若干名	主任(行政職)	本庁又は現地機関(土木事務所等)にて、専門知識を活かし、土木施設の整備、維持管理事業等に従事します。	○ 土木分野 (土木施設(道路、河川、砂防施設等)の調査、設計、施工管理等の経験を有する者)
若干名	主任(行政職)	本庁又は現地機関(建築事務所等)にて、専門知識を活かし、建築規制、県有建物の整備等の業務に従事します。	○ 建築分野 (建築物の設計、工事監理、施工管理等の経験を有する者)
5名程度	主任(行政職)	本庁又は現地機関(東部広域水道事務所等)にて、専門知識を活かし、電気設備の維持管理業務等に従事します。	○ 電気分野 (電気設備の設計・施工管理又は保守・維持管理の経験を有する者)
若干名	主任(資格免許職)	本庁又は現地機関(保健所等)において、医薬品の製造業及び販売業の許可、立入監視指導業務等に従事します。	○ 薬剤師 (薬剤師の資格を有し、医薬品等の製造・開発、調剤・販売業務の経験を有する者)
5名程度	主任(資格免許職)	本庁又は現地機関(保健所、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所、各種研究所等)において、生活環境衛生に係る監視指導業務又は家畜の保健衛生、防疫指導業務等に従事します。	○ 獣医師 (獣医師の資格を有し、生活衛生に関する業務の経験又は食品製造業、動物病院、製薬会社、飼料会社等での職務経験を有する者)
若干名	主任(資格免許職)	現地機関(美術館)等において、学芸業務に従事します。	○ 学芸員 (学芸員の資格を有し、日本の美術(特に日本画・工芸等の分野)に豊かな知識、経験を有する者)
若干名	主任(資格免許職)	本庁又は現地機関(子ども相談センター、希望が丘子ども医療福祉センター、わかあゆ学園等)において、保育士として専門技術的業務に従事します。	○ 保育士 (保育士の資格を有し、民間保育所や福祉施設、医療機関等で児童の保育経験を有する者)

### 2. 採用予定日

平成30年 4月 1日

### 3. 受験資格

昭和33年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等における職務経験が平成29年10月1日現在通算して6年以上(保育士にあっては10年以上)あるもの。

※ 「民間企業等における職務経験」は会社員、自営業者、財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員(公務員を除く。)

として、1年以上継続して就業した期間を通算して計算します。職務経験が複数の場合は通算できますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限りします。

※ 「職務経験」にはJICA(国際協力機構)の青年海外協力隊として1年以上継続して海外で従事した期間も含まれます。

※ 「公務員」とは国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員をいいます。

#### ◎ ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者(ただし、「心理分野」、「電気分野」、「学芸員」、「薬剤師」、「保育士」は除く。)
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### ◎ 受験資格等の確認について

最終合格決定後、職務経験期間を確認するため、在職証明書を提出していただきます。なお、受験資格の有無、申込記載事項等の真否について必要に応じ確認させていただくとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

岐 阜 県 人 事 課

#### 4. 受験手続

申込書提出先	岐阜県 総務部 人事課 人事係（岐阜県庁5階） 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 電話 (058)272-1111（内線2177）
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要事項を記入した『申込書Ⅰ～Ⅲ』と、あらかじめ本人の連絡先を宛先とした「封筒(長形3号235mm×120mm)」（切手不要）とを併せて、岐阜県総務部人事課へ提出してください。</li> <li>1 申込書を持参する場合 岐阜県総務部人事課(岐阜県庁5階)へ提出してください。</li> <li>2 申込書を郵送する場合 必ず郵便追跡が可能な<b>特定記録郵便</b>又は<b>簡易書留郵便</b>にして、封筒の表に「民間経験選考」と朱書きの上、岐阜県総務部人事課へ郵送してください。</li> </ul> ・なお『申込書Ⅰ～Ⅲ』は、岐阜県庁人事課ホームページからプリントアウトしたものを使用して下さい。
注意事項	『申込書Ⅰ～Ⅲ』の内容により書類選考を行いますので、記入漏れ等にご注意ください。
受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年9月28日(木)～10月18日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで</li> <li>ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</li> <li>郵送の場合は、10月18日(水)までの消印があるものだけに限り受け付けます。</li> </ul>

#### 5. 選考日時・場所及び合格発表

選考	日時	場所	合格発表
第1次選考	書類選考	—	平成29年11月中旬に合格者については受験票を送付し、不合格者についてはその旨を郵送にて通知します。
第2次選考	平成29年11月19日(日)	岐阜市内	平成29年12月上旬(予定)に受験者全員に可否の結果を郵送にて通知します。

※日程変更等、重要なお知らせは岐阜県庁人事課ホームページに掲載します。  
(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/somu/jinji/>)

※第1次選考(書類選考)の結果又は受験票が11月15日(水)までに到着しない場合は、11月16日(木)の午前8時30分から午後5時15分までに、上記提出先へ必ずお問い合わせください。

#### 6. 選考の方法

区分	選考内容		
第1次選考	書類選考	これまでの民間企業等における職務経験、職務を通じて培った知識・能力について、どのように県行政に活用することが可能かについて『申込書Ⅰ～Ⅲ』の記載内容により審査を行います。	
第2次選考	専門試験 (多肢選択による20問程度)	森林科学のみ	森林管理、治山・林道施設及び土木施設等の設計、施工管理等に関する専門試験を行います。
		土木のみ	土木施設等の設計、施工管理等に関する専門試験を行います。
		建築のみ	建築物にかかる計画、法規、構造及び施工等に関する専門試験を行います。
		電気のみ	電気設備にかかる法規、理論、機器、電力等に関する専門試験を行います。
	口述選考	社会性、積極性、信頼性、その他能力について個別面接により審査します。 ※国際分野では語学力確認を行う場合があります。	
適性検査	職務の遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。		

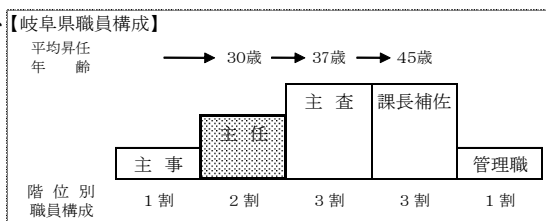
#### 7. 給与等

初任給は、学校卒業後、民間等における職歴その他を勘案のうえ決定され、原則として毎年1回定期に昇給します。

また、扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

○初任給の例

採用時年齢30歳、大学卒業後民間企業等での職務経験8年の場合  
260,000円程度/月額（手当を除く）



#### 8. 試験結果の提供

第2次選考(第1次選考『書類選考』による不合格者を除く。)に限り、受験者本人に対し選考結果を、合格発表の当日から1ヶ月間、人事課で提供します。この際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する内容は「総合得点」と「順位」です。

なお、電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

#### ◎問い合わせ先

岐阜県総務部人事課（人事係） 岐阜県庁5階

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL(058)272-1111(内線2177)

(岐阜県庁人事課ホームページ) <http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/somu/jinji/>